

# 安佐・安佐南 地域包括だより

広島市安佐・安佐南地域包括支援センター  
〒731-0121  
広島市安佐南区中須 2-19-6 3階  
TEL (082) 879-1876 FAX (082) 879-7764  
2022 10月発行 NO.66

## 広島市安佐・安佐南地域包括支援センターって？

安佐中学校区・安佐南中学校区で、総合的に相談を受けたり、介護予防の推進、権利擁護、虐待の早期発見・防止などの支援を行うセンターです。

「いきいき百歳体操」に取り組んでおられる  
グループの紹介をします！！

## 南部山スマイル体操 A 南部山スマイル体操 B



南部山自治会のいきいき百歳体操は、平成30年6月から取り組んでいます。当初から参加者50名を超えており、南部山自治会館にて、毎週水曜日13:30～、毎週金曜日10:30～、2班にわけて開催しています。

男性の参加も積極的で、『普通の生活で役立つ体操』、『みんなで交流できる場所』として親しまれ、皆さん和気あいあいと体操に取り組まれています。



水曜日 南部山スマイル体操 B

金曜日 南部山スマイル体操 A



「立ち上がりが楽になった！」  
「みんなでおしゃべりできる  
場所があって嬉しいです」



## 注意！消費者被害情報

### 自分だけは大丈夫と思っていないですか？

#### 《事例》

ある日突然 A さんの家に下水配管洗浄の作業員が訪問、「2 年前にも洗浄をさせて頂いたので今日来させて頂きました。今日なら普段 1 万円のところ 3000 円安くします」と言われてお願いしてしまいました。確かに名刺を 2 年前にもらっているけれど会社名がなぜか変わっていて…。「引っ越して会社名が変わっただけ」と言われたけれど、大丈夫でしょうか？？2 年前の作業費は 3000 円だったし、少し心配です…。



#### 《アドバイス》

このようなケースは消費者被害にあたります。もちろんクーリングオフも可能です。今回の訪問がきっかけで配管洗浄だけでなく、シロアリ駆除など別の訪問業者がやってくる可能性もあります。また 2 年前にも洗浄をしてもらったとのことですが、会社名が変わったのであれば以前の契約は無効となり新しい契約が必要になります。その際は書面での契約が必要となるので、口頭でのやり取りだけで作業を行っているとなると法律違反にもなります。諦めてしまう前に一度ご相談ください。  
ご相談先：広島市消費生活センター《電話：082-225-3300》



### 2022 年 10 月・11 月・12 月の地域包括支援センターの予定

- 10月12日（水）10：00～11：30  
毘沙門台学区集会所「認知症サポーター養成講座」
- 10月17日（月）13：30～15：00 ※地域包括支援センターまで要申込み  
大町集会所 のびのびサロン「認知症サポーター養成講座」
- 10月28日（金）10：00～11：30  
弘徳第二自治会館 健康カフェ「消費者被害について」
- 11月7日（月）13：30～14：30  
大町集会所 のびのびサロン「うんちは健康のバロメーター」
- 11月9日（水）10：00～11：30  
毘沙門台学区集会所「栄養について」
- 11月21日（月）13：30～14：30  
大町集会所 のびのびサロン「ゆらゆら体操」
- 11月24日（木）10：00～11：30  
鯛の迫集会所 鯛の迫サロン「自宅で出来るイスに座った体操」
- 12月5日（月）13：30～14：30  
大町集会所 のびのびサロン「防ごう消費者被害」  
※コロナ感染拡大防止の関係で予定が変更になる場合があります。



お問い合わせ先

広島市安佐・安佐南地域包括支援センター 電話：082-879-1876